

○多気町条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多気町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）（以下「工事等」という。）の契約において、より良質な工事等を確保し、かつ、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の入札手続きについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び多気町契約規則（平成18年規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象工事等は、次の各号に掲げる工事等とする。ただし、第1号に規定する建設工事のうち多気町競争入札審査会で承認され、町長が特に必要と認めた場合は一般競争入札によらないことができる。

- (1) 予定価格300万円以上の建設工事における4業種（土木、舗装、建築、管）の工事等
- (2) 多気町競争入札審査会で一般競争入札が適当と認められた工事等
- (3) 町長が、特に一般競争入札が適当と認めた工事等

(競争入札参加資格要件)

第3条 対象工事等の入札参加者は、公告日から落札決定日までの間において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。ただし、競争入札参加申請書の提出期日の前日までに登録されていれば足りるものとする。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「別表に掲げる発注業種」の建設業者であること。
- イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 多気町建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- オ 税料が未納でないこと。
- カ 多気町建設工事指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- キ 別表「地域要件」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。
- ク 別表「企業要件」の「同種工事の施工実績」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。
- ケ 別表「技術者要件」の「配置予定技術者」欄に記載がある場合、当該要件および次の

基準を満たす者を開札日までに配置できること。

コ 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-43 の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

サ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

タ 本工事の競争参加申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

タ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

ナ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ハ 建設業退職金共済制度に加入している者であること。

（入札参加手続等）

第4条 対象工事等の入札参加者は、公告日から落札決定日までの間において、次の手続きによる。

（競争入札参加資格確認の申請）

第5条 対象工事等の入札に参加しようとする者は、第4条に基づく入札の公告に定めるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 工事等において前項に規定する競争入札参加資格の確認を受けようとする者は、競争入札参加申請書（様式第1号）を持参により提出するものとする。

3 町長は、前項の競争入札参加申請書が提出されたときは、申請者の許可業種及び地域要件の基本項目、主任技術者等の資格・工事経験（様式第2号）及び同種工事の施工実績・資格（様式第3号）について確認する。

4 提出期間にこれらの書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

5 別表に記載する添付書類及び納税確認書、納税証明書の写しを提出すること。ただし、納税確認書及び納税証明書の提出日から前6か月以内に発行されたものに限る。

ア 町内に本店及び支店（営業所）を有する事業者

- ① 多気町が発行するすべての町税の完納証明書
- ② 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書
- ③ 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）

イ 町外に本店及び支店（営業所）を有する事業者

- ① 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書

② 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）

6 提出する書類等については、紙媒体による持参での提出のみとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(1) 提出期間 上記の書類を別表に記載する日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所 多気町役場 総務課
（競争入札参加資格確認申請に係る注意事項）

第6条 参加資格確認申請に係る注意事項については、次のとおりとする。

(1) 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された添付書類は、本工事の参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用はしないものとし、提出された添付書類については返却しないものとする。

(3) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。そのため、不足や誤り等がないように十分注意することとする。

(4) 入札時に提出する添付資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

（設計図書等）

第7条 設計図書等は多気町の指定する仕様書閲覧場所において公告の日から入札執行の前日において閲覧に供するとともに、申し出により貸出をすることが出来る。

(1) 設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」という。）は多気町ホームページもしくは、次のとおり閲覧に供する。

(2) 閲覧期間 公告日から開札日前日までの午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

(3) 閲覧場所 多気町役場 総務課 電話 0598-38-1111

(4) 貸出方法 設計図書等の貸出を希望する者は、総務課窓口において申し出ること。

（質問書の提出及び回答書の閲覧等）

第8条 入札条件書等について質問があるときは、入札条件書等の配付を開始した日の翌日から入札執行日の前日を起算日とした5日前（休日を除く）まで、質問書（様式第6号）により質問をすることができる。ただし、公告期間が7日を下回る場合は、別途定めてそのことを公告する。

2 入札に関する質問は、書面でのみ受け付け、電話、郵送及び電送（ファクシミリ）、口頭など個別では受け付けない。

(1) 提出期間 公告日から別表に記載する日までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 多気町役場 総務課

3 前項の規定により質問書の提出があったときは、原則として受け付けた日を含め3日後（休日を除く）までに、質問書に対する回答書をホームページにて閲覧に供するものとする。

(競争入札参加資格確認項目及び確認結果の通知)

第9条 全ての用件を満たすと認められる場合に申請者に対し競争入札参加資格確認通知書(様式第4号)により確認結果を通知するものとする。ただし、前項の規定に基づく審査にあたり、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出又は再提出を求めることができる。

2 競争入札参加資格の確認については次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格事前審査方式の場合

入札参加希望者の要件を審査し、確認結果は別表に掲げる日に通知予定とする。

(2) 競争入札参加資格事後審査方式の場合

落札候補者のみ技術者要件・企業要件等の要件を審査し、決定から3日以内に通知する。

3 町長は、前項の規定により競争入札参加資格を確認する場合において、競争入札参加資格がないとした者に対しては、その理由を記載するものとする。

4 参加資格がないと認めた者は、その理由について説明を求める旨を記載した書面により説明を求めることができる。

5 提出方法については、書面(様式は自由)は持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。また、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(1) 提出期間 参加資格がないと認められた通知を受領した日から5日以内までの午前9時から午後5時まで(休日を除く)

(2) 提出場所 多気町役場 総務課

(競争入札参加資格の取消し等)

第10条 第9条の規定により競争入札参加資格確認の通知を受けた者が、競争入札参加資格確認通知後に第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、町長は競争入札参加資格を取り消すものとする。

2 競争入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、多気町建設工事等指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けている者及び各号に掲げる資格を満たさなくなったときは、町長は競争入札参加資格を取り消すものとする。

なお、取り消す場合は、競争入札参加資格取消し通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(入札に関する取扱い)

第11条 入札方法に当たっては、以下に示すほか、別に定める入札心得による。

ア 入札書は持参により入札箱に投函し、開札に立ち会うものとする。

イ 入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名)が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。

- ウ 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書提出前に委任状を提出すること。なおこの場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
- エ 入札執行回数は、1回を限度とする。ただし、予定価格に達しない場合は3回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは打ち切りとする。
- オ 同日落札制限方式の適用がある場合は、同日に落札できる件数は、1業者1件とする。
- カ 入札書提出時における添付書類について、別表に記載がある場合は入札時に書類を提示すること。

(入札の無効)

第12条 次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者
- イ 入札条件書において示した条件等入札に関する条件に違反した者
- ウ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後、資格（指名）停止措置を受け入札時点において、多気町又は三重県において資格（指名）停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者
- エ 契約規則第17条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(入札の延期及び中止)

第13条 対象工事等の入札の執行について天災その他止むを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがある。

(入札の辞退等)

第14条 第9条の規定により競争入札参加資格条件の確認を受けた者は、原則として、入札参加を辞退することはできないものとする。ただし、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

2 同日落札制限の適用による辞退となった場合については、辞退届の提出は必要としない。

(落札者の決定)

第15条 契約規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者又は落札候補者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者としてすることがある。

2 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじ

により落札者又は落札候補者を決定する。

3 事後審査方式による場合については、入札執行後の提出書類審査後に落札者を決定する。

4 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

（議会議決案件）

第16条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年多気町条例第44号）に基づく多気町議会の議決を要する工事にあつては、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、多気町議会の議決を得た後に、本契約を締結とする。

（落札の失効）

第17条 落札者が決定された日から5日以内に契約書を提出しないときは、契約規則第27条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失うものとする。

2 多気町建設工事等の談合情報対応マニュアルに該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施する。

3 落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合、契約を締結しないことがある。なお、多気町建設工事等指名停止措置要領の別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」に該当する容疑で強制捜査又は犯則調査を受けた事実を確認した場合には、落札決定を保留又は仮契約若しくは本契約の締結を保留とする。

4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、仮契約若しくは本契約を解除できるものとする。

（虚偽記載及び不誠実な行為に関する取扱い）

第18条 申請書又は添付書類に虚偽の記載をした場合には、多気町建設工事等指名停止措置要領により、資格（指名）停止を行う。

2 落札者は、基準を満たす技術者を契約時に配置しなければならない。なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし多気町建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じる。

（支払条件に関すること）

第19条 入札保証金及び契約保証金については次のとおりとする。

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は、免除とする。

イ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とし、多気町契約規則（以下「契

約規則」という。)第31条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができる。

(2) 前払金及び部分払金

ア 前払金は、契約金額の10分の4以内とし、最高限度額は5,000万円以内とする。

イ 部分払金は無とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

多気町長 様

申請者 住 所
商号及び名称
代表者氏名 印

競争入札参加申請書

下記の工事に係る競争参加について申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと及び下記内容に相違ないことを誓約します。

記

1. 公 告 日 令和 年 月 日 多気町公告第 号
2. 工 事 番 号 第 一 号
3. 工 事 名
4. 工 事 場 所 多気町 地内
5. 登 録 内 容 等

項 目	必要となる参加資格条件 (発注機関記入欄)		参加資格 (参加者記入欄)	確認欄 (発注機関記入欄)
発注業種に関する 許可の種類			一般 ・ 特定	
参加資格要件	町 内	総合評定値 点以上 完工高 千円以上	総合評定値 点 完工高 千円	
	町 外	県ランク 総合点 点以上	県ランク 総合点 点	
競争入札参加申請書提出期限			令和 年 月 日 () まで	

■添付書類

1. 建設業許可の写し
2. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
3. 建設業退職金共済制度加入・履行証明書又は契約者証の写し
4. 納税確認書及び納税証明書の写し

■注意事項

- ※該当する項目について、記述をしてください。
- ※「県ランク及びは総合点」の要件が設定されている場合は、三重県建設工事発注標準に定める三重県建設業者格付一覧によるものとします。
- ※「総合評定値及び完工高」の要件が設定されている場合は、経営事項審査結果通知書による審査基準日が前1年7ヶ月までのものとします。
- ※納税確認書及び納税証明書の写しは提出日から前6か月以内に発行されたものとします。
- ※虚偽の申請が行われた場合は、資格（指名）停止措置の対象となりますのでご注意ください。
- ※提出された資料の修正、差替え、新たな提出は認めません。
- ※提出資料の内容確認を行うことがあります。この場合、詳細内容を確認するため提出資料の原本の提示を求める場合があります。
- ※競争参加資格の確認結果は、令和 年 月 日 () に通知予定です。

様式第2号

令和 年 月 日

多気町長 様

申請者 住 所
商号及び名称
代表者氏名 印

配置予定技術者・工事経歴届

下記の工事に配置予定の主任（監理）技術者として次のとおり届け出ます。

工事番号	第 号
工 事 名	
工事場所	多気町 地内

配置予定技術者等

区 分	氏 名	法令等による 資格・免許	登録年月日	主任技術者の兼務状況 (他官公庁等発注工事を含む)
			登 録 番 号	
主任(監理) 技術者				有・無(合計契約額税込) 円
主任(監理) 技術者				有・無(合計契約額税込) 円
主任(監理) 技術者				有・無(合計契約額税込) 円

工事経歴等

会 社 名		
施 工 実 績	竣工時コリズ [®] カルテ登録番号	
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 行 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従事した技術者区分	

※ 公告において明示した配置予定技術者及び当該工事と同種工事の施工実績についての的確に判断できるよう具体的に記入してください。ただし、同種工事の施工実績を求めている場合は、施工実績の記入及びカルテ受領書の提出は不要です。

※ 専任を要する主任（監理）技術者については、建設業法上の営業所専任技術者でないこと。

■添付書類

- ① 資格証の写し（監理技術者にとっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証も添付すること）
- ② 3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）
- ③ 同種工事の施工実績（コリズの竣工登録工事カルテ受領書）
- ④ その他、公告等により指定された資料を添付してください。

様式第3号

令和 年 月 日

多気町長 様

申請者 住 所
商号及び名称
代表者氏名 印

同種工事の施工実績及び有資格者届

工事番号	第 号
工 事 名	
工事場所	多気町 地内

会 社 名			
工 事 概 要	竣工時コリンズ [※] カルテ登録番号		
	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 行 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期		
	受 注 形 態		
工事内容 (工種・数量等)			
格 有 者 資	資格・免許の種類	氏 名	
	資格・免許の種類	氏 名	

※ 公告において明示した当該工事と同種工事の施工実績及び有資格者についての的確に判断できるよう具体的に記入してください。ただし、有資格者を求めている場合は、記入及び資格・免許証の提出は不要です。

※ 受注形態は単独・JVの別を記入すること。(JV名称も記入)

■添付書類

- ⑤ 同種工事の施工実績（コリンズの竣工登録工事カルテ受領書）
- ⑥ 資格・免許証の写し
- ⑦ 有資格者においては、3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）
- ⑧ その他、公告等により指定された資料を添付してください。

様式第4号

多総第 号
令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

多気町長

競争入札参加資格確認通知書

下記案件に係る競争入札参加資格条件について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告日	令和 年 月 日 多気町公告第 号
入札執行日	令和 年 月 日
入札会場	

工事番号	入札物件名	参加資格 確認結果	競争入札参加資格を 無とした場合の理由	入札執行 時間
号		有・無		午前・午後 時 分～

様式第5号

多総第 号
令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

多気町長

競争入札参加資格取消し通知書

令和 年 月 日付け、多総第 号で確認した入札物件に係る競争入札参加資格を下記の理由により取り消したので通知します。

記

入札執行日	令和 年 月 日
入札物件名	工事番号 号 工事名
競争入札参加資格を 取り消した理由	

